

太田市文化施設条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第48号

太田市文化施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、太田市文化施設条例（平成17年太田市条例第141号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、太田市文化施設（以下「会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までの時間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(利用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により利用の許可を受けようとする

者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定めるところにより文化施設利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、同項の申請期間を変更することができる。

（利用の許可）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、会館の利用を許可するときは、文化施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（利用期間の制限）

第6条 会館の利用期間は、同一利用者が同一目的で別表第2に定める期日を超えて利用することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用の変更又は取消し等）

第7条 条例第4条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかの利用の変更をしようとするときは、文化施設利用変更許可申請書（様式第3号）に文化施設利用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用の取消しをしようとするとき。
- (2) 利用時間を延長し、又は繰り上げて利用するとき。
- (3) 施設及び附属設備を追加利用するとき。
- (4) 特別の設備又は器具等を使用しようとするとき。

- 2 市長は、前項各号の利用の変更を許可したときは、文化施設利用変更許可書（様式第4号）を利用者に交付するものとする。

- 3 第1項第2号に定める利用時間の延長又は繰上げは、1時間を限度とする。

- 4 利用者は、第1項第2号及び第3号の許可を受けたときは、直ちに当該許可に係る使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額し、又は免除する額は、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第1号に該当する以外の利用者が入場料等これに類する料金を徴収する場合は、この限りでない。

- (1) 市、太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）等が主催又は共催で利用するとき。 100分の100
- (2) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の長が、児童又は生徒の保育活動又は教育活動に利用するとき。 100分の100
- (3) 市内の大学の長が学生の教育活動に利用するとき。 100分の50
- (4) 市内の社会教育関係団体又は文化協会及びその所属団体が社会教育活動、文化活動等に利用するとき。 100分の50
- (5) 市内の社会福祉関係団体が社会福祉活動等に利用するとき。 100分の50
- (6) その他市長が適当と認めるとき。 市長が認める割合

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、文化施設使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 利用者又は入場者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災その他の事故の発生の防止に留意すること。
- (2) 所定の場所以外で飲食、喫煙及び火気の使用をしないこと。
- (3) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用方法の打合せ)

第10条 利用者は、事前に利用施設等の利用方法その他必要な事項について職員と打合せをしなければならない。

(会場責任者)

第11条 利用者は、利用に係る施設における秩序を維持するために必要な会場責任者を定め、必要な整理員を置かなければならない。

(職員の立入り)

第12条 市長は、会館の管理のために必要があると認めるときは、利用中の施設に職員を立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、これを拒むことができない。

(破損等の届出)

第13条 利用者は、会館の施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第14条 利用者は、条例第12条の規定による原状回復の措置をしたときは、その旨を市長に報告し、点検を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第15条 条例第15条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に管理を行わせる場合における第2条、第3条第2項、第4条から第6条まで、第7条第1項及び第2項並びに第12条から前条までの規定の適用については、第2条中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受け」と、第3条第2項中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受け」と、第4条から第6条まで、第7条第1項及び第2項並びに第12条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

(1) 太田市民会館

施設区分	申請期間
ホール・ホールと同時利用の施設及び附属設備	利用しようとする日（以下「利用日」という。）の 1 2 月前の月の初日から利用日の 1 月前まで
スタジオ（利用目的が公演等である場合に限る。）・スタジオと同時利用の施設及び附属設備	
スタジオ（利用目的が公演等である場合を除く。）・多目的室 1・多目的室 2・会議室及び附属設備	利用日の 6 月前の月の初日から利用日の前日まで

(2) 太田市新田文化会館

施設区分	申請期間
ホール及び附属設備	利用日の 1 2 月前の月の初日から利用日の 1 月前まで
多目的室・楽屋・展示スペース及び附属設備	利用日の 6 月前の月の初日から利用日の前日まで

会議室及び附属設備	利用日の6月前の月の初日から利用日の前日まで
-----------	------------------------

(3) 太田市藪塚本町文化ホール

施設区分	申請期間
ホール	利用日の12月前の月の初日から利用日の1月前まで
リハーサル室	利用日の6月前の月の初日から利用日の前日まで
その他の施設	利用日の6月前の月の初日から利用日の前日まで

別表第2（第6条関係）

会館名	利用期間		
太田市民会館	ホール	同一利用者・同一目的で利用	6日
	ホール以外	展示以外で同一利用者・同一目的で利用	6日
		展示を目的に利用	12日
太田市新田文化会館	展示以外で同一利用者・同一目的で利用		6日
	展示を目的に利用		12日
太田市藪塚本町文化ホール	展示以外で同一利用者・同一目的で利用		6日
	展示を目的に利用		12日

様式第 1 号（第 4 条関係）

文化施設利用許可申請書				
				年 月 日
(宛先)				
申請者 住 所				
団 体 名				
代表者氏名				
電 話				
会場責任者 氏 名				
電 話				
次のとおり文化施設を利用したいので、太田市文化施設条例施行規則第 4 条の規定に基づき申請いたします。				
利用文化施設				
行 事 名			内 容	来場予定者数 人
利用年月日	利用施設	利用時間区分		入場料（会費）等の有無
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長		☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長		☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長		☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長		☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長		☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長		☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無
附属設備利用の有無		☐ 有 ☐ 無		施設使用料合計
備考				

注 1 太枠内だけ記入し、□のある欄は、該当する箇所に✓印を付けてください。
2 準備、後片付けの時間も利用時間に含まれます。

様式第2号（第5条関係）

文化施設利用許可書				
				年 月 日
申請者	住所 団体名 代表者氏名 様			
次のとおり文化施設の利用について、太田市文化施設条例施行規則第5条の規定に基づき利用の許可をいたします。				
利用文化施設				
行 事 名		内 容		来場予定者数 人
利用年月日	利用施設	利用時間区分	入場料（会費）等の有無	使用料
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無	
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無	
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無	
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無	
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無	
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無	
附属設備利用の有無		☐ 有 ☐ 無	施設使用料合計	
備考				

様式第3号（第7条関係）

文化施設利用変更許可申請書					
					年 月 日
(宛先) 申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話 会場責任者 氏 名 電 話 次のとおり文化施設の利用について、太田市文化施設条例施行規則第7条の規定に基づき利用の変更を申請いたします。					
変 更 区 分		☐ 利用の取消し ☐ 利用時間の延長・繰上げ ☐ 施設・附属設備の追加 ☐ 特別の設備・器具等の使用			
利用文化施設					
利用年月日		利用施設	利用時間区分	入場料（会費）等の有無	使用料
変 更 前			☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無	
			☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無	
変 更 後			☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無	
			☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無	
利用年月日		追加利用附属設備		数量	単位
利用年月日		特別の設備・器具等の名称		数量	単位
				変更前施設使用料	
				変更後施設使用料	
				追加附属設備使用料	
				変更による増額分使用料合計	

- 注 1 太枠内だけ記入し、□のある欄は、該当する箇所に✓印を付けてください。
- 2 準備、後片付けの時間も利用時間に含まれます。

様式第4号 (第7条関係)

文化施設利用変更許可書						
年 月 日						
申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 様						
次のとおり文化施設の利用について、太田市文化施設条例施行規則第7条の規定に基づき利用の変更を許可いたします。						
変 更 区 分		☐利用の取消し ☐施設・附属設備の追加 ☐利用時間の延長・繰上げ ☐特別の設備・器具等の使用				
利 用 文 化 施 設						
利用年月日		利用施設	利用時間区分	入場料（会費）等の有無	使用料	
変 更 前			☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無		
			☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無		
変 更 後			☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無		
			☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長	☐ 有 最高額（ 円） ☐ 無		
利用年月日		追加利用附属設備		数量	単位	使用料
利用年月日		特別の設備・器具等の名称		数量	単位	
				変更前施設使用料		
				変更後施設使用料		
				追加附属設備使用料		
				変更による増額分使用料合計		

様式第5号（第8条関係）

文化施設使用料減免申請書						
年 月 日 (宛先) 太田市長 申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話 会場責任者 氏 名 電 話						
次のとおり文化施設の使用について、太田市文化施設条例施行規則第8条の規定に基づき、使用料の減免を申請いたします。						
利用文化施設	☐ 太田市民会館 ☐ 太田市新田文化会館 ☐ 太田市藪塚本町文化ホール					
行 事 名		内 容		来場予定者数 人		
減 免 理 由	☐ 規則第8条第2号（市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校が保育活動又は教育活動で利用） 全額免除 ☐ 規則第8条第3号（市内の大学が教育活動で利用） 5割減額 ☐ 規則第8条第4号（市内の社会教育関係団体又は文化協会及びその所属団体が社会教育活動、文化活動等で利用） 5割減額 ☐ 規則第8条第5号（市内の社会福祉関係団体が社会福祉活動等で利用） 5割減額 ☐ 規則第8条第6号（市長が適当と認めるとき） 市長が認める割合					
利用年月日	利用施設	利用時間区分		使用料	減免額	減免後 使用料
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長				
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長				
		☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間 ☐ 全日 ☐ 前延長 ☐ 後延長				
利用年月日	利用附属設備	数量	単位	使用料	減免額	減免後 使用料
				使用料合計		
				減免額合計		
				減免後使用料合計		

注 1 太枠内だけ記入し、□のある欄は、該当する箇所に✓印を付けてください。
2 準備、後片付けの時間も利用時間に含まれます。

受付	係	係長	課長